

議 第 4 1 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第5号建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表を次のように改める。

事務	名称	区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。2の項に	1件につき、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、19,000円 イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、28,400円 ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、76,400円 エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、118,400円 オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、148,400円 カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、184,400円

		おいて同 じ。)の場合	
		(2) その他の場合	<p>(1) 標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準をいう。2の項、3の項及び6の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行うものについては、1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、262,000円（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途（以下「建築基準法上の用途」という。）が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場等」という。）の場合にあつては、36,800円）</p> <p>イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、336,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、47,600円）</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、476,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、99,900円）</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、143,300円）</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、689,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、174,900円）</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、785,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、214,100円）</p> <p>(2) モデル建物法による基準（基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。2</p>

			<p>の項、3の項及び6の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行うものについては、1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、107,600円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、32,900円)</p> <p>イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、139,200円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、42,800円)</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、219,500円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、94,000円)</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、283,700円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、136,800円)</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、339,000円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、167,700円)</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、396,200円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、205,800円)</p>
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 床面積の増加をしようとする場合</p> <p>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合</p> <p>イ その他の場合</p>	<p>増加をしようとする床面積に応じて1の項(1)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のものについては、10,000円</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて次の方法で算出した額とする。</p> <p>ア 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合で、1の項(2)手数料の額の欄(1)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のものについては、211,800円(建築基準法上の用途が工場</p>

		<p>等の場合にあつては、29,700円)</p> <p>イ モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合で、1の項(2)手数料の額の欄(2)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のものについては、86,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、26,200円）</p>
(2) その他の場合	1 件につき、次に掲げる額	
ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合	ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、9,500円	
	イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、14,200円	
	ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、38,200円	
	エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、59,200円	
	オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、74,200円	
	カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、92,200円	
イ その他の場合	(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、1件につき、次に掲げる額	
	ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、131,000円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、18,400円）	
	イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、168,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、23,800円）	
	ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、238,300円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、50,000円）	
	エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、71,700円）	
	オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにつ	

			<p>いては、344,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、87,500円）</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、392,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、107,100円）</p> <p>(2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、53,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、16,500円）</p> <p>イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、69,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、21,400円）</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、109,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、47,000円）</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、68,400円）</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、169,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、83,900円）</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、198,100円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、102,900円）</p>
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	軽微変更該当証明書交付手数料	<p>(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、2の項(2)イ(1)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>(2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、2の項(2)イ(2)と同じ方法で算出した額とする。</p>
4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費	1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

<p>する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>律第35条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び5の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあっては、5,800円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合にあっては、5,800円）</p> <p>ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住戸の部分（申請に係る住宅部分に住戸以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。）の床面積（以下「共同住宅等面積」という。）が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円）</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、22,400円）</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、44,600円）</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円）</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。5の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p>
---	----------------------	--

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）

イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、256,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円）

ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）

エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）

オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円）

カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、690,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）

キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、787,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円）

(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準（基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。5の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、79,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）

イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、102,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円）

ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）

			<p>円)</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円）</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円）</p>
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) 住宅部分又は非住宅部分の床面積の増加をしようとする場合	増加をしようとする住宅部分又は非住宅部分の床面積に応じて4の項と同じ方法で算出した額とする。
		(2) その他の場合	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）</p> <p>(1) 住宅部分については、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査を行わない場合にあつては、2,900円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、2,900円）</p> <p>ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,700円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円）</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、53,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、11,200</p>

円)

オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、90,100円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,300円）

カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、128,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円）

(2) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、102,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円）

イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、128,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円）

ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、167,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円）

エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、237,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円）

オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、59,200円）

カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、345,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円）

キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、393,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円）

(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、39,800円（技術的審査

			<p>査を行わない場合にあつては、5,000円)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、51,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円）</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円）</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円）</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、59,200円）</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円）</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、197,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円）</p>
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル</p>

以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円）

オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、44,600円）

カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）

(2) 住宅部分でモデル住宅法等による基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。）又は仕様基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、17,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円）

イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、18,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円）

ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,000円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）

エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、55,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円）

オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、96,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、44,600円）

カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、144,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）

(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円（技術的審査を行わない場合にあつては、

				10,000円)
				イ 床面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のものにつ いては、256,900円（技術的審査を 行わない場合にあつては、19,000 円)
				ウ 床面積が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のものにつ いては、334,500円（技術的審査を 行わない場合にあつては、28,400 円)
				エ 床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のものにつ いては、475,600円（技術的審査を 行わない場合にあつては、76,400 円)
				オ 床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のものにつ いては、584,900円（技術的審査を 行わない場合にあつては、118,400 円)
				カ 床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のものにつ いては、690,500円（技術的審査を 行わない場合にあつては、148,400 円)
				キ 床面積が25,000平方メートル以上 のものについては、787,200円（技 術的審査を行わない場合にあつて は、184,400円)
				(4) 非住宅部分でモデル建物法による基準 に適合するかどうかの審査を行うもの については、次に掲げる額
				ア 床面積が300平方メートル未満のも のについては、79,600円（技術的審 査を行わない場合にあつては、 10,000円)
				イ 床面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のものにつ いては、102,500円（技術的審査を 行わない場合にあつては、19,000 円)
				ウ 床面積が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のものにつ いては、135,200円（技術的審査を 行わない場合にあつては、28,400 円)
				エ 床面積が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のものにつ いては、216,300円（技術的審査を 行わない場合にあつては、76,400

			円) オ 床面積が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のものにつ いては、281,100円（技術的審査を 行わない場合にあつては、118,400 円) カ 床面積が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のものにつ いては、336,900円（技術的審査を 行わない場合にあつては、148,400 円) キ 床面積が25,000平方メートル以上 のものについては、394,600円（技 術的審査を行わない場合にあつて は、184,400円)
--	--	--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市手数料条例（平成11年12月16日条例第32号）

改正後		改正前	
別表（第2条関係） （1）～（4）（略） （5）都市整備部関係 租税特別措置法関係（略） 建築基準法関係（略） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係（略） 都市の低炭素化の促進に関する法律関係（略） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	別表（第2条関係） （1）～（4）（略） （5）都市整備部関係 租税特別措置法関係（略） 建築基準法関係（略） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係（略） 都市の低炭素化の促進に関する法律関係（略） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>手数料の額</p> <p>1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、19,000円</p> <p>イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、28,400円</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、76,400円</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、118,400円</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、148,400円</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上のもについては、184,400円</p> <p>ハ</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>手数料の額</p>
別表（第2条関係） （1）～（4）（略） （5）都市整備部関係 租税特別措置法関係（略） 建築基準法関係（略） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係（略） 都市の低炭素化の促進に関する法律関係（略） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	別表（第2条関係） （1）～（4）（略） （5）都市整備部関係 租税特別措置法関係（略） 建築基準法関係（略） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係（略） 都市の低炭素化の促進に関する法律関係（略） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>手数料の額</p>	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>手数料の額</p>

改正後	改正前
<p>る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。2の項において同じ。） (2) その場合</p>	<p>(1) 標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準をいう。2の項、3の項及び6の項</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)に適合するかどうかの判定を行うものについては、1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア <u>床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、262,000円(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途(以下「建築基準法上の用途」という。)が工場(自動車修理工場を含む。)、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下「工場等」という。)の場合にあつては、36,800円)</u></p> <p>イ <u>床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、336,700円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、47,600円)</u></p>	<p>において同じ。)に適合するかどうかの判定を行うものについては、1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア <u>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、336,700円(建築基準法(昭和25年法律第201号)上の用途が工場(自動車修理工場を含む。)、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下「工</u></p>

改正後	改正前
<p> <u>イ</u> 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、476,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、99,900円） <u>エ</u> 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、143,300円） <u>オ</u> 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、689,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、174,900円） <u>カ</u> 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、785,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、214,100円） (2) モデル建物法による基準（基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。2の項、3の項及び6の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行うものについては、1件につき、次に掲げる額 <u>ア</u> <u>床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> </p>	<p> <u>イ</u> <u>場等」という。）の場合にあつては、47,600円）</u> <u>イ</u> 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、476,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、99,900円） <u>エ</u> 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、143,300円） <u>オ</u> 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、689,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、174,900円） <u>カ</u> 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、785,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、214,100円） (2) モデル建物法による基準（基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。次項、3の項及び6の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行うものについては、1件につき、次に掲げる額 </p>

改正後		改正前	
<p>のについては、107,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、32,900円）</p> <p>イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、139,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、42,800円）</p> <p>ロ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、219,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、94,000円）</p> <p>ハ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、283,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、136,800円）</p> <p>ニ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、339,000円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、167,700円）</p> <p>ホ 床面積が25,000平方メートル以上396,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、205,800円）</p>		<p>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、139,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、42,800円）</p> <p>ロ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、219,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、94,000円）</p> <p>ハ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、283,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、136,800円）</p> <p>ニ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、339,000円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、167,700円）</p> <p>ホ 床面積が25,000平方メートル以上396,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、205,800円）</p>	
<p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に係る建築計画変更</p> <p>(1) 床面積の増</p>			<p>(1) 床面積の増</p>

改正後		改正前	
<p>上に 12条 13条 に基づく エネルギー 消費性能 適合性判定</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 適合性判定 手数料</p>	<p>上に 12条 13条 に基づく 建築物 エネルギー 消費性能 適合性判定</p>	<p>建築物 エネルギー 消費性能 適合性判定 手数料</p>
<p>加 よ す 合 を し と 場</p>	<p>増加をしようとする床面積に 応じて1の項(1)と同じ方法で算出した額とする。 ただし、その床面積が300平方メートル未満のものについては、 10,000円</p>	<p>加 よ す 合 を し と 場</p>	<p>増加をしようとする床面積に 応じて次の方法で算出した額とする。</p>
<p>ア イ</p>	<p>標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合で、1の項(2)手数料の額の欄(1)と同じ方法で算出した額とする。 ただし、その床面積が300平方メートル未満のものについては、211,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、29,700円）</p>	<p>ア イ</p>	<p>標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合で、床面積が300平方メートル未満のものについては、211,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、29,700円）</p>

改正後	改正前
<p>(2)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のものについては、86,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、26,200円）</p>	<p>一 トル未満のものについては、86,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、26,200円）</p>
<p>(2) その他 一 認定建築物エネルギー消費性向上計画に係る他の建築物の場合 二 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、9,500円 三 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、14,200円 四 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、38,200円 五 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、59,200円 六 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、74,200円 七 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、92,200円 八 (1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、1件につき、次に掲げる額 一 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>(2) (1)以外は、増加をしようとする床面積に応じて前項と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>(2) その他 合</p> <p>(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行うものについては、1件につき、次に掲げる額</p>

改正後	改正前
<p>のについては、131,000円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、18,400円）</p> <p>イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、168,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、23,800円）</p> <p>ロ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、238,300円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、50,000円）</p> <p>ハ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、71,700円）</p> <p>ニ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、344,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、87,500円）</p> <p>ホ 床面積が25,000平方メートル以上392,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、107,100円）</p> <p>(2) モデル建築物による基準に適合するかどうかの判定を行う場</p>	<p>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、168,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、23,800円）</p> <p>ロ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、238,300円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、50,000円）</p> <p>ハ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、71,700円）</p> <p>ニ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、344,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、87,500円）</p> <p>ホ 床面積が25,000平方メートル以上392,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、107,100円）</p> <p>(2) モデル建築物による基準に適合するかどうかの判定を行う場</p>

改正後	改正前
<p>合については、1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、53,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、16,500円）</p> <p>イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、69,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、21,400円）</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、109,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、47,000円）</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、68,400円）</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、169,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、83,900円）</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上198,100円（建築基準法上の用</p>	<p>合については、1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、69,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、21,400円）</p> <p>イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、109,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、47,000円）</p> <p>ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、68,400円）</p> <p>エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、169,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、83,900円）</p> <p>オ 床面積が25,000平方メートル以上198,100円（建築基準法上の用</p>

改正後		改正前	
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>軽微変更 該当証明書交付手数料</p>	<p>途が工場等の場合にあつては、102,900円)</p> <p>(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、2の項②イ(1)と同じ方法で算出した額とする。</p>	<p>途が工場等の場合にあつては、102,900円)</p> <p>(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行うものについては、1件につき、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、168,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、23,800円）</p> <p>イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、238,300円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、50,000円）</p> <p>ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、71,700円）</p> <p>エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、344,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、87,500円）</p> <p>オ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、392,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、107,100円）</p>

改正後	改正前		
<p>(2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、<u>2の項(2)イ(2)と同じ方法で算出した額とする。</u></p>	<p>(2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合については、<u>1件につき、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、69,600円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、21,400円）</u></p> <p><u>イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、109,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、47,000円）</u></p> <p><u>ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、68,400円）</u></p> <p><u>エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、169,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、83,900円）</u></p> <p><u>オ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、198,100円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、102,900円）</u></p>	<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向</p>	<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向</p>
<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能</p>		

改正後		改正前			
<p>上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査</p>	<p>消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出を行う場合には、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び5の項において「技術的審査」という。）を行わない場合）にあつては、5,800円)</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合）にあつては、5,800円)</p> <p>ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住宅部分（申請に係る住宅部分に住宅以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。）の床面積（以下「共同住宅等面積」という。）が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場</p>	<p>上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査</p>	<p>消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合には、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）については、次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の床面積（以下「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び次項において「技術的審査」という。）を行わない場合）にあつては、5,800円)</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合）にあつては、5,800円)</p> <p>ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住宅部分（申請に係る住宅部分に住宅以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。）の床面積（以下「共同住宅等面積」という。）が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場</p>

改正後	改正前
<p>合にあっては、10,000円)</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、22,400円)</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、44,600円)</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円)</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。5の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円（技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>合にあっては、10,000円)</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、22,400円)</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、44,600円)</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円)</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。次項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円（技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円)</p>

改正後	改正前
<p>のについては、256,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円）</p> <p><u>立</u> 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）</p> <p><u>二</u> 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）</p> <p><u>三</u> 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円）</p> <p><u>四</u> 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、690,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）</p> <p><u>五</u> 床面積が25,000平方メートル以上787,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円）</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準（基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。<u>5</u>の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p>	<p><u>イ</u> 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）</p> <p><u>立</u> 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）</p> <p><u>三</u> 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円）</p> <p><u>四</u> 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、690,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）</p> <p><u>五</u> 床面積が25,000平方メートル以上787,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円）</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準（基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。<u>次項</u>において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p>

改正後	改正前
<p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、79,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円）</p> <p><u>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、102,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、19,000円）</u></p> <p><u>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円）</u></p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円）</p> <p><u>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、118,400円）</u></p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、148,400円）</p> <p><u>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、184,400円）</u></p>	<p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、79,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円）</p> <p><u>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円）</u></p> <p><u>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円）</u></p> <p><u>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、118,400円）</u></p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、148,400円）</p> <p><u>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、184,400円）</u></p>

改正後		改正前	
<p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 住宅又は住宅部分の床面積の増加をしようとする場合 (2) その他</p>	<p>増加をしようとする住宅部分又は非住宅部分の床面積に応じて4の項と同じ方法で算出した額とする。</p>
<p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定</p>	<p>(1) 住宅又は住宅部分の床面積の増加をしようとする場合 (2) その他</p>	<p>増加をしようとする住宅部分又は非住宅部分の床面積に応じて前項と同じ方法で算出した額とする。</p>
<p>5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定</p>	<p>(1) 住宅部分については、次に掲げる額 ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査を行わない場合） イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円（技術的審査を行わない場合） ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,700円（技術的審査を行わない場合） エ 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査を行わない場合） オ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円（技術的審査を行わない場合） カ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,700円（技術的審査を行わない場合）</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を行う場合） ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査を行わない場合） イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円（技術的審査を行わない場合） ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,700円（技術的審査を行わない場合）</p>

改正後	改正前
<p>5,000円) エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、53,800円（技術的審査を行わない場合） オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、90,100円（技術的審査を行わない場合） カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、128,300円（技術的審査を行わない場合） 38,200円) (2) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、102,900円（技術的審査を行わない場合） イ <u>床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、128,500円（技術的審査を行わない場合） は、9,500円</u> ウ <u>床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、167,300円</u></p>	<p>5,000円) エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、53,800円（技術的審査を行わない場合） オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、90,100円（技術的審査を行わない場合） カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、128,300円（技術的審査を行わない場合） 38,200円) (2) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、102,900円（技術的審査を行わない場合） イ <u>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、167,300円（技</u></p>

改正後	改正前
<p>(技術的審査を行わない場合にあっては、14,200円)</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、237,800円 (技術的審査を行わない場合にあっては、38,200円)</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,500円 (技術的審査を行わない場合にあっては、59,200円)</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、345,300円 (技術的審査を行わない場合にあっては、74,200円)</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上300,000円 (技術的審査を行わない場合にあっては、92,200円)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、39,800円 (技術的審査を行わない場合にあっては、5,000円)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、51,300円 (技術的審査を行わない場合に</p>	<p>術的審査を行わない場合にあっては、14,200円)</p> <p>立 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、237,800円 (技術的審査を行わない場合にあっては、38,200円)</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,500円 (技術的審査を行わない場合にあっては、59,200円)</p> <p>オ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、345,300円 (技術的審査を行わない場合にあっては、74,200円)</p> <p>カ 床面積が25,000平方メートル以上300,000円 (技術的審査を行わない場合にあっては、92,200円)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、39,800円 (技術的審査を行わない場合にあっては、5,000円)</p>

改正後		改正前	
<p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>		<p>イ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、14,200円）</p> <p>ロ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、38,200円）</p> <p>ハ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、59,200円）</p> <p>ニ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、74,200円）</p> <p>ホ 床面積が25,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のものについては、197,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、92,200円）</p>
<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 住宅部分で性能基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>		<p>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、14,200円）</p> <p>ロ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、38,200円）</p> <p>ハ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、59,200円）</p> <p>ニ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、74,200円）</p> <p>ホ 床面積が25,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のものについては、197,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、92,200円）</p>

改正後		改正前	
に対する審査	<p>一 トル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1項第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合）については、5,800円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合）については、5,800円）</p> <p>ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合）については、10,000円）</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合）については、22,400円）</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合）については、44,600円）</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を</p>	に対する審査	<p>一 トル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「技術的審査」という。）を行わない場合）については、5,800円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合）については、5,800円）</p> <p>ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合）については、10,000円）</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合）については、22,400円）</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合）については、44,600円）</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を</p>

改正後	改正前
<p>行わない場合にあつては、76,400円)</p> <p>(2) 住宅部分でモデル住宅法等による基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。）又は仕様基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、17,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円)</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、18,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円)</p> <p>ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,000円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円)</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、55,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円)</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、</p>	<p>行わない場合にあつては、76,400円)</p> <p>(2) 住宅部分でモデル住宅法等による基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。）又は仕様基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準をいう。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、17,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円)</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、18,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円)</p> <p>ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,000円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円)</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、55,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円)</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、</p>

改正後	改正前
<p>96,800円（技術的審査を行わない場合にあっては、44,600円）</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、144,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円）</p> <p>(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円（技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円）</p> <p>イ <u>床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、256,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、19,000円）</u></p> <p>ウ <u>床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円）</u></p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円）</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,900円</p>	<p>96,800円（技術的審査を行わない場合にあっては、44,600円）</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、144,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円）</p> <p>(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円（技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円）</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円）</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円）</p> <p>エ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,900円</p>

改正後	改正前
<p>(技術的審査を行わない場合にあっては、118,400円)</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、690,500円 (技術的審査を行わない場合にあっては、148,400円)</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、787,200円 (技術的審査を行わない場合にあっては、184,400円)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、79,600円 (技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、102,500円 (技術的審査を行わない場合にあっては、19,000円)</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円 (技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円)</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円 (技術的審査を行わない場合に</p>	<p>(技術的審査を行わない場合にあっては、118,400円)</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、690,500円 (技術的審査を行わない場合にあっては、148,400円)</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、787,200円 (技術的審査を行わない場合にあっては、184,400円)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、79,600円 (技術的審査を行わない場合にあっては、10,000円)</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円 (技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円)</p> <p>ウ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円 (技術的審査を行わない場合に</p>

改正後	改正前		
<p>にあつては、76,400円)</p> <p>才 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円)</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円)</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円)</p>			<p>にあつては、76,400円)</p> <p>ニ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円)</p> <p>ホ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円)</p> <p>コ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円)</p>